

[事案 2019-6] 新契約取消請求

・令和元年 7 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人による説明が不十分であったこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 3 月に代理店を通じて契約した医療保険について、以下等の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人から手術給付金額等の保障内容について十分な説明を受けなかったため、契約内容を誤信して契約した。
- (2) 手術給付金の請求書類が保険会社に到達していたにもかかわらず、支払担当者からは未達であると回答をされたので、保険会社を信用できなくなった。
- (3) 支払担当者から、既払込保険料を返還するかのような発言がされたため、無用な期待をするなど、保険会社に不適切な対応があり精神的苦痛を被った。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時に募集人は、保障内容が記載されたパンフレットやご契約のしおり等を使用して、申立人に保障内容を十分に説明している。
- (2) 到達している給付金請求書類を未達であると誤って回答したことは事実であるが、契約を取り消して既払込保険料を返還する根拠にはならない。
- (3) 支払担当者が、既払込保険料を返還するかのような発言をしたことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時の募集人による保障内容の説明が不十分であり、申立人が保障内容を誤信していたとは認められず、その他の申立人の主張については契約締結後のものであるために当該事情によっては契約の取消しは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。